

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針（概要）と検討のポイント（案）

【障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

（平成18年厚生労働省告示第395号）以下「基本指針」という。

第三 一 2（三）市町村と都道府県との間の連携〔抜粋〕

障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

第4期障害福祉計画については、国の基本指針、東京都障害者施策推進協議会の意見、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえ作成する。作成に当たっては、国の基本指針に即して以下のような点について検討し、東京都としての基本的な考え方を区市町村に示すものとする。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

【国 基本指針】（基本理念）

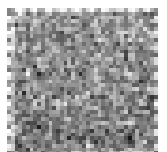
市町村及び都道府県は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

現行障害福祉計画における基本理念は、次期計画においても、引き続き維持すべき

（現行計画における基本理念）

- | | |
|------|----------------------|
| 基本理念 | 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 |
| 基本理念 | 障害者が当たり前で働ける社会の実現 |
| 基本理念 | すべての都民が共に暮らす地域社会の実現 |



【国 基本指針】(障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方)

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

地域生活基盤整備を進める観点で、障害福祉サービス等の確保に取り組む必要がある

第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国 基本指針】

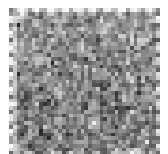
- ・地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定
- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。
- ・平成26年度末において、障害福祉計画で定めた数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- ・施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべき

福祉施設入所者の地域生活への移行について、国の基本指針とともに現行計画期間中の実績を踏まえる必要がある

入所施設の定員について、入所施設による支援が真に必要な人の利用ニーズを踏まえる必要がある

障害児入所施設の障害者支援施設への移行状況を把握する必要がある

入所施設未設置地域における「地域生活支援型入所施設」の整備について、配慮する必要がある



二 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国 基本指針】

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針に示された入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値を設定

- ・平成29年度における入院後3か月時点の退院率64%以上
- ・平成29年度における入院後1年時点の退院率91%以上
- ・平成29年6月末時点の長期在院者数（入院期間が1年以上である者）を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減

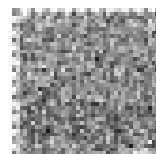
入院中の精神障害者の退院に関する目標値の設定にあたっては、東京都における退院率や長期在院者の状況を勘案する必要がある

三 地域生活支援拠点等の整備

【国 基本指針】

- ・地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能
 - 相談（地域移行、親元からの自立等）
 - 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
 - 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
 - 専門性（人材の確保・養成、連携等）
 - 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
- ・地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本
 - * 地域生活支援拠点：各地域内で上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点
 - * 面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

地域生活支援拠点等については、今後示される国の考え方を注視することが必要であるとともに、区市町村が地域の実情に応じ整備できるよう支援すべき



四 福祉施設から一般就労への移行等

【国 基本指針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として目標値を設定
- ・就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指す。
- ・就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率については、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

東京都においては区市町村障害者就労支援事業等により、障害者の一般就労への移行を支援していることに留意する必要がある

【その他の検討項目】

相談支援体制等の整備

サービス等利用計画作成のための体制確保、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の充実を図る必要がある

地域生活支援事業

地域生活支援事業について、必須事業を中心に障害福祉計画に位置づける必要がある

障害児支援の充実

障害児支援について、「子ども・子育て支援事業支援計画」策定のための検討会の動向等も踏まえて策定する必要がある

障害児支援について、国の「障害児支援の在り方に関する検討会」の検討内容等を踏まえて検討する必要がある

人材の確保・養成

障害福祉サービスや相談支援が十分に提供されるよう、サービスの質の維持・向上、人材の育成・確保のための研修の着実な実施が必要

障害福祉計画と一体的に策定する「東京都障害者計画」として記載するその他の分野

教育、住宅、バリアフリー、災害時における障害者支援等について別途検討する必要がある

